

第2章 主要統計

1. 審査・審判の審査・審理期間

(1) 審査（ファーストアクション期間）

	2010年	2011年	2012年
特許	28.7か月	25.9か月	20.1か月
意匠	6.5か月	6.6か月	6.3か月
商標	5.3か月	4.8か月	4.7か月

注：ファーストアクション期間は、出願・審査請求から、審査官による審査結果の最初の通知（主に特許（登録）査定又は拒絶理由通知書）が出願人等へ発送されるまでの期間である。

問い合わせ先：調整課、意匠課、商標課

(2) 審判

(a) 権利付与前の審判（拒絶査定不服審判）（ファーストアクション期間）

	2010年	2011年	2012年
特許	24か月	20か月	16か月
意匠	6か月	7か月	7か月
商標	11か月	9か月	7か月

※年平均の値

※特許のファーストアクションに前置審尋は含まない

(b) 異議（審理期間）

	2010年	2011年	2012年
商標	8か月	8か月	7か月

(c) 権利付与後の審判（無効審判、訂正審判、取消審判、判定）（審理期間）

	2010年	2011年	2012年
特許・実用新案	7か月	6か月	6か月
意匠	7か月	7か月	9か月
商標	6か月	6か月	6か月

問い合わせ先：審判課